

令和6年第5回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和6年5月20日（月） 午前10時00分～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|------------------------|---------|
| 議案第9号 | 選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.1 |
| 議案第10号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・P.3 |
| 議案第11号 | 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について | ・・・P.4 |
| 議案第12号 | 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について | ・・・P.6 |
| 議案第13号 | 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について | ・・・P.9 |
| 議案第14号 | 選挙人名簿の登録を行う日について | ・・・P.10 |

2 そ の 他

- | | |
|---------------------------|---------|
| 福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の推薦について | ・・・P.11 |
| 今後の委員会開催予定について | ・・・P.11 |

議案第9号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 485 人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 172 人 |
| | 市外転出者 | 312 人 |
| | 在外移転者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年5月20日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参 考)

1 死亡者

令和6年4月1日から令和6年4月30日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和5年12月1日から令和5年12月31日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	90	82	172
転出	160	152	312
在外移転	0	1	1
合計	250	235	485

議案第10号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 2人
 内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 2人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和6年5月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第11号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和6年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙2のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和6年5月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R6. 4. 19現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R6. 5. 20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	43	0	0	1	▲ 1	42
女	70	1	0	1	0	70
計	113	1	0	2	▲ 1	112

議案第12号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における早良区選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）を次のように告示により公表する。

令和6年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年5月30日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	消費生活に関する 県民意識調査の対象者抽出	百道浜三丁目及び四丁目、藤崎二丁目、室見二丁目、三丁目及び五丁目、西新二丁目及び七丁目、城西二丁目、昭代一丁目から三丁目まで並びに荒江三丁目の130人
令和5年6月5日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	弥生一丁目、室見五丁目、昭代一丁目、原団地、有田四丁目、東入部二丁目及び早良六丁目の70人
令和5年6月6日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	第20回統一地方選挙に関する意識調査の対象者抽出	原一丁目の17人
令和5年9月7日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	時事世論調査の対象者抽出	原二丁目、四丁目及び七丁目の108人
令和5年9月14日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出	室見第二投票区、飯原第二投票区及び田隈投票区の36人

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和5年10月2日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出	田隈投票区の45人
令和5年10月16日 令和5年10月17日 令和5年10月18日	特定非営利活動法人 福岡ジェンダー研究所 理事長 窪田 由紀 福岡市博多区博多駅東三丁目9番3-403号	子ども子育て等に関する県民意識調査の対象者抽出	西新第二投票区、高取第一投票区、高取第二投票区、百道浜投票区、百道投票区、室見第二投票区、原第二投票区、原団地投票区、室見団地投票区、有住投票区、有田第二投票区、原西第一投票区、原西第二投票区、飯倉中央投票区、千隈投票区、田隈投票区、田村投票区、野芥第二投票区、四箇田投票区、早良投票区及び内野投票区の483人
令和5年11月30日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	政治・経済・社会に関する意識調査の対象者抽出	室見二丁目及び三丁目の20人
令和5年12月7日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋四丁目26番5号	ライフスタイルと社会意識に関する調査の対象者抽出	高取二丁目、野芥六丁目及び室見三丁目の12人

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項による。

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

公職選挙法第28条の2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日後5日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。この項前段に規定する期間(第二十四条第一項各号に定める

期間又は期日に限る。)においても、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うために、選挙人から当該申出があつた場合には、当該確認に必要な限度において、当該申出をした選挙人に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認	選挙人	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした選挙人
政治活動（選挙運動を含む。）	公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした公職の候補者等又は当該公職の候補者等が指定する者
	政党その他の政治団体	選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした政党その他の政治団体の役職員又は構成員で、当該政党その他の政治団体が指定するもの

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

公職選挙法第28条の3 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があつた場合には、同項前段に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- (1) 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- (2) 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。)で、当該法人が指定するもの
- (3) 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

(参考)

(選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等)

公職選挙法第28条の4第7項

7 市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも1回、第28条の2第1項及び前条第1項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)の状況について、申出者の氏名(申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名)及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

(選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表)

公職選挙法施行規則第3条の4 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第28条の4第7項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 閲覧の年月日
- (2) 閲覧に係る選挙人の範囲
- (3) 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

議案第13号

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）はなく、その旨を告示により公表する。

令和6年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

（議案の根拠）

- ・公職選挙法第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項、第28条の3第1項及び同法施行規則第3条の4第1項の規定による。

（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

公職選挙法第30条の12 第28条の2から第28条の4までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第28条の2第1項中「第24条第1項各号に定める」とあるのは、「第30条の8第1項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年5月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

登録を行う日

令和6年6月3日

(議案の根拠)

・公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

公職選挙法第22条第1項 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第4条の2第1項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第270条第1項において「地方公共団体の休日」という。))に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。))に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

(参考)

選挙人名簿の定時登録に際して登録月の1日が地方公共団体の休日である場合に、登録日を直後の休日以外の日に定める場合に提出する。ただし、登録月の1日が選挙期日の公示又は告示日から選挙期日の前日までの間にあるときは、1日が休日の場合であっても、1日に登録を行わなければならない(その際の年齢基準日は選挙期日現在となる。))。

そ の 他

- 福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の推薦について

別紙3のとおり

- 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第6回	定例	6月3日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第7回	定例	7月19日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第8回	定例	8月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	9月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	9月20日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第11回	定例	10月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第12回	定例	11月20日（水）	午前10時	早良区役所 中会議室
第13回	定例	12月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室